

交通を地域の暮らしと一体として捉え、**地域の多様な関係者が連携して行う「共創型交通」**のプロジェクトのほか、地域の公共交通のり・デザインを加速化する**「モビリティ支援人材の育成・確保」**や**「地域交通DXの推進」**を支援。

## 1. 共創モデル実証運行事業

※運行（次年度に運行する場合や既存運行を活用する場合を含む）を伴う実証事業が対象となります。

- デジタル技術等も活用し、**官民共創**（自治体・交通事業者間の連携・協働）、**交通事業者間共創**（複数事業者・モード間の連携・協働）、**他分野共創**（医療・教育・エネルギーなど交通以外の分野との垣根を越えた連携・協働）により取り組む事業※や共創を支える仕組みづくりを支援

## 2. 日本版MaaS推進・支援事業

- 複数の交通モードにおけるサービスを1つのサービスとして、デジタルを活用して提供したうえで、**データの連携・利活用等**により、地域が抱える様々な課題の解決に取り組む事業

**【補助対象事業者】** 都道府県若しくは市町村（以下「地方公共団体」という。）、**地方公共団体と連携した民間事業者又はこれらを構成員とする協議会**

- 【補助対象経費】**
- ・交通手段と、様々な移動手法・サービス（商業、宿泊・観光、物流、医療、福祉、教育、一般行政サービス等）を組み合わせて1つの移動サービスとして提供するための複数事業者間の連携基盤システムの構築に要する経費
  - ・MaaSの効果や課題の検証を行うための調査に必要な経費



## 2. モビリティ人材育成事業

- 地域公共交通のり・デザインを推進するため、**モビリティ人材**（地域交通と他分野の連携を推進するコーディネート人材、地域交通のマネジメント人材、デジタル活用等により地域交通を支援する人材など）の**育成に関する仕組みの構築や運営を行う事業に対する支援**

### <補助率・補助上限額>

※「2. モビリティ人材育成事業」については、定額（上限3,000万円）

応募にあたっては、自治体又は運輸局の推薦を受けていることが要件となります

**A 中小都市、過疎地など**  
【人口10万人未満の自治体】

500万円まで定額、500万円超部分は 2 / 3  
(上限 1 億円)

**B 地方中心都市など**  
【人口10万人以上の自治体】

2 / 3  
(上限 1 億円)

**C 大都市など**  
【三大都市圏の政令指定都市】

1 / 2  
(上限 1 億円)